

令和 8 年 4 月 1 4 日開会

川越市議会第 2 回臨時会議案

議 案 目 次

議案第 4 2 号	専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 4 3 号	専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議案第 4 4 号	川越市道路線の認定について（開発行為）・・・・・・・・・・・・	12

議案第 4 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 1 4 日提出

川越市長 森 田 初 恵

記

専 決 処 分 書

1 川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

上記は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

川越市長 森 田 初 恵

川越市税条例の一部を改正する条例

川越市税条例（昭和29年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第82条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第82条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第81条第1項中「、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて」を削り、「当該軽自動車等の所有者に種別割によつて」を「その所有者に」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第82条第1項中「、軽自動車税の賦課徴収については」及び「前条第

1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を削り、同条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第82条の3から第82条の8までを削る。

第83条（見出しを含む。）、第84条（見出しを含む。）及び第86条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第89条の見出し、第90条（見出しを含む。）、第91条の見出し並びに同条第1項、第2項及び第4項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項及び第4項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第5項から第15項までを削り、同条第16項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第17項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第18項中「

附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第19項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第20項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第21項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第23項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第24項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第26項を第15項とし、第27項を第16項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第15条の3から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第44条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、

「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の7第2項第2号中「、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」及び「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の7第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第19条の8の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第19条の8の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の11の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条第1項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（

平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例(平成20年埼玉県条例第42号)第4条の規定により付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する建築物特定施設(同法第2条第20号に規定する建築物特定施設をいう。)の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に規定する特別特定建築物をいい、埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例第2条各号に掲げる特定建築物(同法第2条第18号に規定する特定建築物をいう。)を含む。)」に改める。

附則第26条中「第9項、第13項から第17項まで」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項」に、「第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで」を「第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項」に、「第37項、第41項若しくは第44項」を「第40項若しくは第43項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の川越市税条例(次条第1項において「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4条において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為及び前2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（川越市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 川越市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議案第 4 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 1 4 日提出

川越市長 森 田 初 恵

記

専 決 処 分 書

- 1 川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて

上記は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

川越市長 森 田 初 恵

川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川越市国民健康保険税条例（昭和34年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「第11条」の次に「及び第23条第1項」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第23条第1項中「）及び」を「）並びに」に改め、「各号エ」の次に「及びオ」を加え、「得た額の」を「得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の」に改め、同項第1号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（2項世帯主を除く。）1人について79円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、

同号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（2項世帯主を除く。）1人について56円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（2項世帯主を除く。）1人について23円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項の規定により当該18歳以上被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者（以下この項において「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当す

る額を減額して得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条第 5 項並びに第 2 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

川越市道路線の認定について

川越市道路線を次のとおり認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 4 月 1 4 日提出

川越市長 森 田 初 恵

路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
市道 1 6 8 9 号線	志多町 7 番 2 0 地先	志多町 7 番 2 5 地先	
市道 6 9 9 2 号線	砂新田六丁目 1 番 3 0 地先	砂新田六丁目 1 番 4 1 地先	

提 案 理 由

開発行為に伴い、このように措置する必要がある。

路線図



路線図

